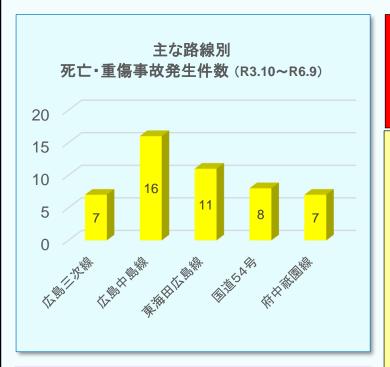
重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
主要地方道 広島三次線	12:00~18:00	戸 坂 地 区	50km/h

★ 重点以外の時間、場所等においても、交通取締りを実施することがあります。





## 速度取締りの必要性

走行速度が速くなるほど停止距離が伸び、衝突回避が困難となり、死亡事故等 の重大事故になる確率が高くなるため。

~重点路線を広島三次線とした理由~

主な幹線道路別に過去3年の死亡·重 傷事故発生状況を比較すると、広島中島 線での発生が最も多く、次いで東海田広 島線、国道54号となってます。

しかし、当署管内で令和5年から令和6年までの2年間に発生した死亡事故4件のうち、3件は広島三次線において発生しています。(※1)

また同路線は、過去に危険認知速度 (※2)が時速50キロメートルを超える死亡・ 重傷事故が発生していたことから、引き続 き速度取締りを行うことで、通行車両全体 の走行速度の抑制を図る必要があるため です。

※1 他の1件は、主要幹線道路以外の一般市道での発生です。 ※2 危険認知速度とは、「運転者が事故の相手方等を認めて、 危険を感じた時点での速度」のことです。

## ~広島三次線の特徴~

太田川河川敷沿いのほぼ直線の道路であり、速度超過になりやすい構造と認められます。

また未明、早朝、午後、夜間とほぼ全ての時間帯において死亡・重傷事故が発生しています。

## ~ その他の交通指導取締り要点 ~

広島三次線においては、速度違反のほかに、指定車両通行帯(バスレーン)違反、指定方向外進行禁止(左折禁止)違反等の取締りを強化します。